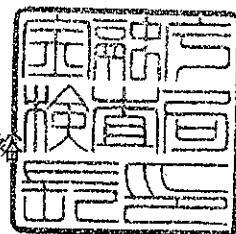


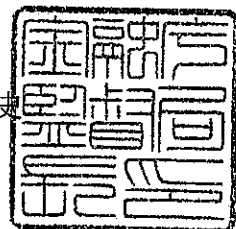
金 検 第 559 号
金 監 第 2854 号
平成 23 年 12 月 13 日

経済産業省大臣官房長 立岡 恒良 殿

金融庁検査局長 桑原 茂裕



金融庁監督局長 細溝 清史



「資本性借入金」の積極的活用に係る周知への協力依頼について

金融庁においては、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、金融検査マニュアルの運用明確化を行うこととし、平成 23 年 11 月 22 日に、「『資本性借入金』の積極的活用について」を別添のとおり公表いたしました。

本措置については、既に、民間金融機関に対して、「資本性借入金」を積極的に活用するよう要請を行ったほか、中小企業関係団体等に対しても、周知への協力依頼を行っているところですが、本措置が積極的に活用されるためには、様々な経路を通じて早急な周知に万全を期すことが重要であると考えております。

ついては、貴職におかれましては、更なる周知のため、所管されている各業界団体等を通じ、関係者に対して、今回の措置を伝達いただきますよう、対応方よろしくお願いいたします。

なお、各業界団体等からご要望があれば、各地域で、財務局の担当者等による説明会を開催する用意がございますので、関係者に対しては、その旨も合わせて伝達していただければ幸いです。

(参考)「資本性借入金」とは、「借入金」であっても、償還期間が長期にわたるなど、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、金融検査マニュアル上、「資本」とみなして取り扱うことができるものをいいます。

仮に、既存の借入金が「資本性借入金」に条件変更され、「資本」とみなされれば、バランスシートの改善効果が図られることとなるため、その企業が金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待されます。

(別添)

平成 23 年 11 月 22 日

金 融 庁

「資本性借入金」の積極的活用について

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、今般の急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められているところである。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、今般、金融検査マニュアルの運用の明確化を行うこととしている。

1. 金融検査マニュアルの運用明確化

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」(「資本性借入金」)について、「資本」とみなすことができる条件を、以下のとおり明確化する。

現行	明確化後
<p>○特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる旨を記載。</p> <p>○当該貸付制度の商品性は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <p>・ 15年</p> <p>[金利設定]</p> <p>・ 業績悪化時の最高金利0.4%</p> <p>[劣後性]</p> <p>・ 無担保 (法的破綻時の劣後性)</p>	<p>○「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことができる条件を直接明記。</p> <p>○条件は以下のとおり。</p> <p>[償還条件]</p> <p>・ 5年超</p> <p>[金利設定]</p> <p>・ 「事務コスト相当の金利」の設定も可能</p> <p>[劣後性]</p> <p>・ 必ずしも「担保の解除」は要しない (但し、一定の条件を満たす必要)</p>

2. 効果

- ・ 今般の措置により、例えば、震災の影響で資本が毀損している企業であっても、既存の借入金を「資本性借入金」の条件に合致するよう変更（DDS：デット・デット・スワップ）することにより、バランスシートが改善し、結果として、金融機関から新規融資を受けやすくなるなどの効果が期待される。
- ・ また、関係省庁等においては、今般の措置も踏まえ、本スキームを前提とした以下のような制度を構築する予定である。
 - － 政府系金融機関による「災害対応型劣後ローン」の供給（三次補正）
政府系金融機関が、旧債務の負担等により新規融資を受けることが困難な被災中小企業に対して、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンを供給。
 - － 「産業復興機構」等による被災企業の旧債務の「資本性借入金」への転換
被災県に設立される「産業復興機構」が、被災企業の旧債務を民間金融機関等から買い取り、「資本性借入金」の条件に合致した劣後ローンに転換。また、「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権については、本スキームの条件も考慮しつつ、今後、関係機関において取扱いを検討。
- ・ さらに、民間の様々な主体においても、本スキームを積極的に活用することが期待される。

[活用例]

- － 日本政策投資銀行と地方銀行との連携ファンド等による活用
日本政策投資銀行と地方銀行とが連携して設立したファンド等が、劣後ローンを供給する場合においても、条件面で、より弾力的な対応が可能に。
- － 被災企業を支援する小口出資ファンドによる活用
小口出資ファンドのような匿名組合出資方式のファンド等においても、本スキームを活用することが可能。

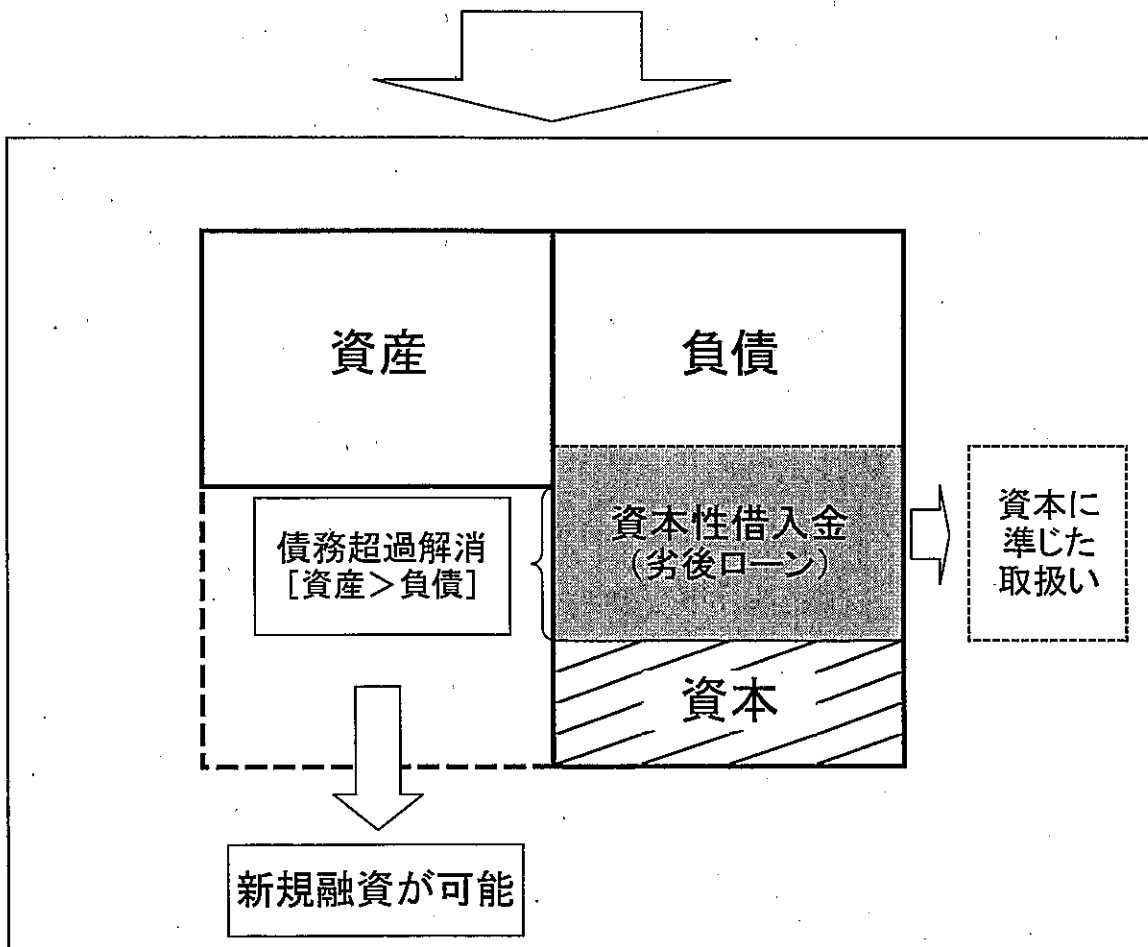
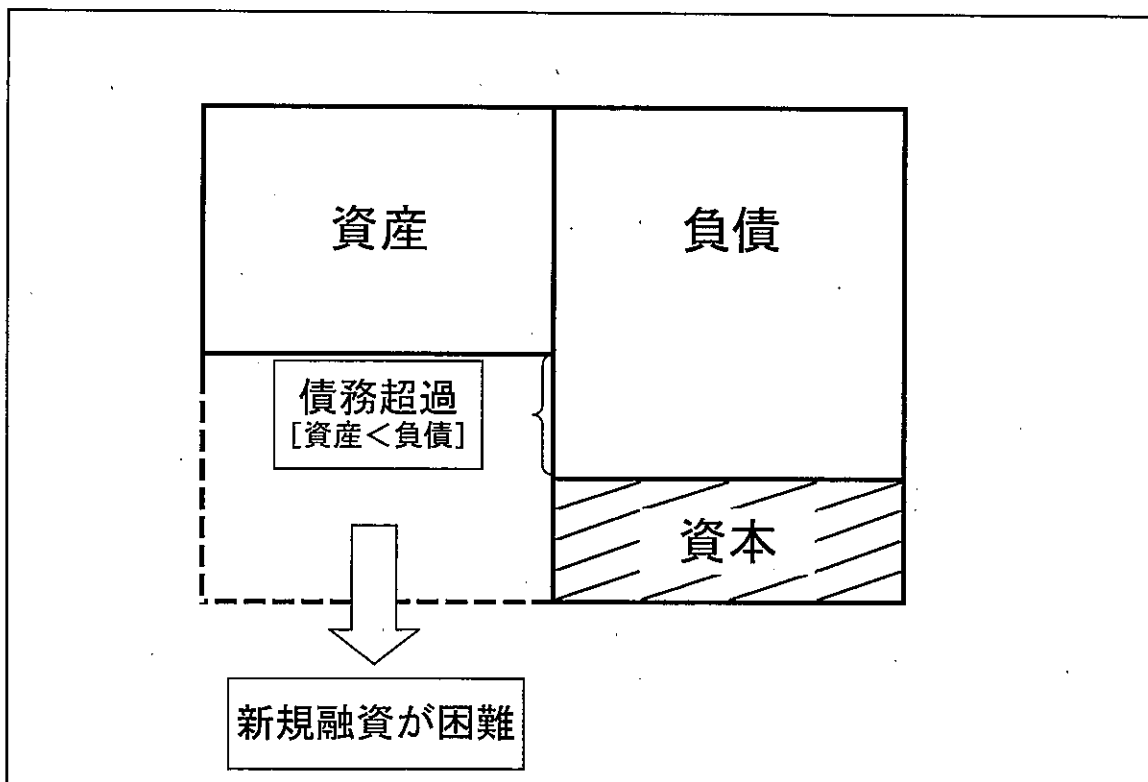
3. 周知等

「資本性借入金」の積極的な活用を促進するため、以下のとおり、今般の措置の周知徹底を図ることとする。

- ① 金融機関に対しては、
 - ・ 金融関係団体を通じて、周知徹底を図るとともに、積極的な活用を要請。
 - ・ 被災地においても、説明会を開催。
- ② 中小企業等に対しては、
 - ・ 中小企業関係団体を通じて、広報を実施。
 - ・ 全国の財務局においても、説明会を開催。

「資本性借入金」による効果

【中小企業の貸借対照表(B/S)】



「資本性借入金」の積極的活用について(概要)

- 震災の影響で資本が毀損している企業
 - 急激な円高の進行等により財務内容が悪化している企業
- ⇒ 資本充実策の一環として、「資本性借入金」の積極的な活用を促進

【金融検査マニュアルの運用明確化】

- 「資本性借入金」を「資本」とみなすことができる条件を明確化

【現行】 特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- 償還条件：15年
- 金利設定：業績悪化時の最高金利
0.4%
- 劣後性：無担保
(法的破綻時の劣後性)



【明確化後】 条件を直接明記

- 償還条件：5年超
- 金利設定：「事務コスト相当の金利」
の設定も可能
- 劣後性：必ずしも「担保の解除」は
要しない(但し、一定の条
件を満たす必要)

【効果】

- 震災の影響等で資本が毀損している企業について、
既存の借入金を「資本性借入金」に変更することによって、
バランスシートが改善 ⇒ 新規融資が受けやすくなるなどの効果
- 関係省庁等が本スキームを前提とした制度を構築予定
 - ・ 政府系金融機関による劣後ローン
 - ・ 産業復興機構等による被災企業の旧債務の買い取り
- 民間の様々な主体においても、本スキームの積極的活用を期待
 - ・ 金融機関による復興ファンドの組成
 - ・ 被災地企業を支援する小口出資ファンド

【周知等】

金融機関向け

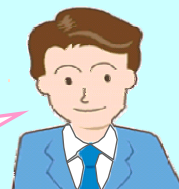
- 金融関係団体を通じて、
積極的な活用を要請
- 被災地にて、説明会を開催

中小企業等向け

- 中小企業関係団体を通じて、
広報を実施
- 全国の財務局においても、
説明会を開催

中小企業の皆様へ

「資本性借入金」の活用を検討してみませんか？



「資本性借入金」の条件を明確化しました。

○「資本性借入金」とは
金融機関が皆様の財務状況等を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

○今回の措置について
金融機関からの「借入金」を「資本性借入金」とみなす場合の条件を明確化しました。

【現行】

特定の貸付制度を例示

〔例示された貸付制度〕

- 償還条件: 15年
- 金利設定: 業績悪化時の最高金利0.4%
- 劣後性: 無担保(法的破綻時の劣後性)



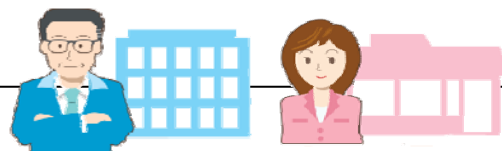
【明確化後】

条件を直接明記

- 償還条件: 5年超
- 金利設定: 「事務コスト相当の金利」の設定も可能
- 劣後性: 必ずしも「担保の解除」は要しない

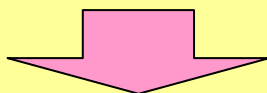
このような中小企業の皆様へ

東日本大震災や急激な円高の進行等により、資本不足に直面しているが、将来性があり、経営改善の見通しがある企業



「資本性借入金」活用のメリット

既存の「借入金」を「資本性借入金」の条件に合致するように変更することにより、



【メリット①】

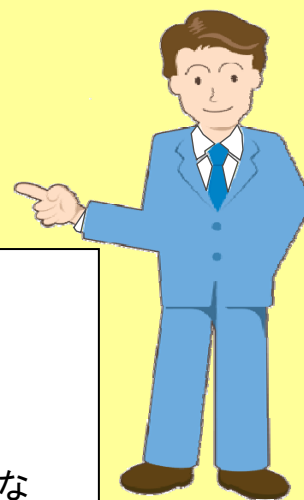
資金繰りが改善されます。

- ・長期の「期限一括償還」が基本であり、資金繰りが楽になります。
- ・業績連動型の金利設定が基本であり、業況悪化時は金利が低くなります。

【メリット②】

金融機関から新規融資が受けやすくなります。

- ・「資本性借入金」を資本とみなすことで、財務内容が改善され、新規融資が受けやすくなります。



※「資本性借入金」の活用を希望される方は、お取引先の金融機関にご相談ください。

説明会の実施窓口

「資本性借入金」についての説明会を全国各地で開催します。説明会の開催や講師派遣のご要望のある方は、お近くの財務局までお問い合わせください。

各財務(支)局の理財部検査総括課(沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-206-9765
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

金融サービス利用者相談室

金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供についてはこちらまでお寄せください。

TEL 0570-016811 (受付時間: 平日10:00~16:00)

※ IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX 03-3506-6699

ホームページ <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

金融円滑化ホットライン

金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を、以下のとおり設置しています。

TEL 0570-067755 (受付時間: 平日10:00~16:00)

※ IP電話・PHSからは03-5251-7755におかけください。

検査情報受付窓口

金融庁及び各財務(支)局では、利用者の皆様からの情報を検査に活用させていただくため、検査実施中の金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を、以下のとおり設置しています。

FAX 03-3506-6764

郵送 〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎7号館

金融庁検査局総務課 検査情報受付窓口宛

ホームページ http://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouhou/index.html

※ 各財務(支)局の検査情報受付窓口については、上記ホームページをご確認ください。